

## 金沢市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(平成5年3月23日決裁)

最終改正 令和2年12月24日

第1条 この要綱は、生ごみ処理機器の購入費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において「生ごみ処理機器」とは、機械的に水分の調整を行うことにより、生ごみの容積を減少させ、又は生ごみを堆肥化させる機器（ディスポーザー式のものを除く。）をいう。

第3条 補助金は、生ごみ処理機器を購入する本市の市民に対し、毎年度の予算の範囲内で交付する。

2 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機器は、1世帯当たり1台を限度とする。

第4条 補助金の額は、生ごみ処理機器1台につき購入価格の2分の1に相当する額（この額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を限度とし、その額が40,000円を超えるときは、40,000円とする。

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市が指定する生ごみ処理機器の取扱店を補助金の支払の請求及び受領の代理人とすることができる。

2 前項の規定により、代理人を選任した者は、当該代理人を経由して、生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するとともに、代理人を選任した旨を代理人選任届（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

第6条 本市から生ごみ処理機器の購入費に対する補助金の交付を受けた者は、第3条の規定にかかわらず、当該補助金の交付を受けた日から5年を経過する日まで、この要綱による補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日以後に行う生ごみ堆肥化容器設置助成事業に適用する。

### 附 則（平成11年4月1日一部改正）

この要綱は、平成11年4月1日以後に行う生ごみ堆肥化容器設置助成事業に適用する。

### 附 則（平成12年4月1日一部改正）

この要綱は、平成12年4月1日以後に行う生ごみ堆肥化容器設置助成事業に適用する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日以後に行う生ごみ堆肥化容器設置助成事業に適用する。

附 則（平成27年3月20日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の生ごみ処理機器の購入に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年12月24日一部改正）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。